

第45号議案

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項及び第20条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第20条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

(府中市職員旅費支給条例の一部改正)

第2条 府中市職員旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

(府中市職員退職手当条例の一部改正)

第3条 府中市職員退職手当条例（平成25年3月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。